

## 文化施設活性化検討に係るパイロット事業実施方針

### 1 目的

本県では、愛知芸術文化センター栄施設（以下「芸文センター」という。）及び愛知県陶磁美術館（以下「陶磁美術館」という。）の活性化に向けた施設や空間・敷地の有効活用を図るため、2022年度に民間事業者に対して活用アイデアを募集したところ、具体的な参画意向を含んだ活用アイデアが複数提案されたことから、本格実施に向けた具体的な検討を進めることとし、2023年度は、公募により選定した民間事業者が、実際に現地で実験的に事業を実施（以下「パイロット事業」という。）しました。

2024年度は、引き続き本格実施に向けた具体的な検討を進めるため、芸文センター（※）において、継続的かつ収益性のあるパイロット事業を実施していただき、事業完了後、実績や課題の分析、施設上・運営上の改善要望、事業者にとって魅力的に感じた点などを調査します。これにより、事業の採算性や文化施設の活性化に寄与しているかどうかの検証を定量的及び定性的の両側面から行い、今後、県が文化施設において民間による活性化事業を本格実施する場合の課題を整理します。

なお、事業を実施する場所は、芸文センターの美術館及び劇場を除く共用部分のうち、県が指定する場所とします。

（※陶磁美術館は、改修工事により2025年3月31日まで休館のため、今回のパイロット事業の対象施設ではありません。）

### 2 期待する効果

#### (1) 県

- 事業の集客力、収益性、活性化への寄与の程度、利用者の反応、施設との相性や相乗効果などを確認することができ、民間による活性化事業を本格実施する場合の判断材料とすることができます。
- 施設の活用方法について、民間事業者の視点、アイデア、ノウハウを参考に幅広く検討することができるようになります。
- 民間事業者による活性化事業の導入方法、公募条件等の検討材料が得られます。
- 民間事業者に対して、採算性のある活性化事業とセットでの参画を提案・例示できるようになれば、現在空き店舗となっている場所への出店の可能性を広げることができます。

#### (2) 民間事業者

- 今後、県が文化施設において、民間による活性化事業を本格実施する場合に、事業者側の参画の判断材料として、施設の立地や使い勝手、必要な設備や投資

額、留意事項や課題、ニーズや採算性などの情報や感触を把握できます。

- 芸文センターを施設使用料無料で短期的・暫定的に利用できるため、通常よりも少ない参画リスクにより上記判断材料が得られます。

### 3 実施条件

#### (1) 利用できる期間、場所及び利用可能時間等

以下のとおり利用していただけますが、実際の利用にあたっては、県と協議の上、庁舎管理運営上支障がなく、他の施設利用者に影響がないと判断した場所、日時とします。

利用できる期間	
契約締結日から 2025 年 2 月 28 日（金）まで	
利用できる場所※図面は別紙参照	利用可能時間等
<p><b>【屋内・屋上】</b></p> <p>&lt;常設利用&gt; ※利用必須 旧アートショップスペース（B2F） 旧レストランスペース（2F）</p> <p>&lt;仮設利用&gt; ※希望により利用可能 オアシス 21 地下連絡通路（B2F）※1 フォーラムⅡ（B2F～2F） レストラン前スペース（2F） 回遊歩廊（6F, 10F） 展望回廊（11F） 屋外展示スペース（屋上 12F）※2</p>	<p>9:00～22:00</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 22:00 に扉を施錠するため、それまでに来場者が芸文センターから退出できるよう時間設定する必要があります。</li> <li>・ 全館休館日※3は利用できません。</li> </ul>
<p><b>【屋外】</b></p> <p>&lt;仮設利用&gt; ※希望により利用可能 ペDESTリアンデッキ（2F） オアシス 21 連絡橋（2F）※1</p>	<p>9:00～22:00</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 全館休館日は原則利用不可。利用したい場合は、事前に県と調整が必要です。</li> </ul>

※1 西側道路（武平通）の真上真下に該当する部分は道路扱いであり、利用にあたっては、道路管理者及び警察と協議し許可を得る必要があります（手続きは事業実施者に行っていただきます。施設管理者からの説明を求められた場合は、芸文センターの指定管理者である、公益財団法人愛知県文化振興事業団（以下「文化振興事業団」という。）の職員が同席させていただきます。）。

※2 12 階アートスペースの利用状況により利用できる日や時間が限定されます。

※3 全館休館日は、毎月の第1月曜日及び第3月曜日（その日が祝日または振替休日に当たるときは開館し、その翌平日に休館）並びに年末年始(12月28日～翌年1月3日まで)です。

## (2) 対象とする事業の要件

以下の要件を満たす事業を対象とします。

- ア “アート”の要素がある”と事業者自らが判断している事業であること。（これまで芸文センターの利用を認めてこなかった内容についても、今回のパイロット事業に限り、幅広に実施できることとします。）
- イ 前項の規定に関わらず、飲食事業については「アートの要素」を必須としません。
- ウ 音が発生する事業は除外しますが、他の施設利用者に影響が及ばないことを条件とします。
- エ 「3(1)利用できる期間、場所及び利用可能時間等」に記載されている＜常設利用＞である「旧アートショップスペース (B2F)」または「旧レストランスペース (2F)」のうち、少なくともどちらか1つは利用し、常設的な事業を2025年2月末まで継続的に実施すること。具体的な事業の開始日については、県と協議の上、決定するものであるが、契約締結後の1か月程度を準備期間とし、少なくとも2024年7月中旬には事業を開始できるようにすること。
- オ 事業者が収益を得られる要素を含むこと。料金を徴収する事業を行う場合、事業者が適当と考える料金設定が可能。また、収益が得られた場合、その収益は事業者には帰属しますが、原則本事業へ充当することとします。企画提案の時点で見込まれる収益を含めた事業収支計画を提出してください。
- カ 施設利用者（主催者及び来場者。以下同じ。）の安全が確保されていること。
- キ 施設の活性化に資するとともに、利便性やサービスの向上が見込まれること。
- ク 継続的な事業だけでなく、単発的なイベントも対象とするが、いずれの場合においても今後の本格利用に向けた展開につながるものであること。
- ケ 確実に実施できる内容であること。
- コ 芸文センターにおいて、通常、施設の使用料を支払って実施するような催事（ギャラリー、アートスペース又は劇場で行っている美術展、作品展示、展覧会や発表会、公演など）は、原則として対象外。
- サ 上記(コ)のほか、次に掲げる内容のいずれにも該当しないこと。
- ・ 都市公園法や消防法等の法令で禁止されている行為
  - ・ 政治的活動又は特定の宗教の布教活動
  - ・ 青少年等に有害な影響を与える物販、サービス提供等
  - ・ 騒音や悪臭など、著しく周辺環境を損なうことが予想される行為
  - ・ 施設利用者の利用を妨げる行為
  - ・ 「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77

号)」第2条第5号に規定する指定暴力団等の活動

- ・ 公序良俗に反する行為
- ・ その他、県が当該事業の趣旨に合わない判断する事業

### (3) 費用負担

- 施設の使用料は、全額免除とする予定です。また、通常の利用範囲内の光熱水費も全額免除とする予定です（発電機やプロパンガス等を持ち込む場合は事業者負担とします。ただし、利用できない場所もあります。）。  
※通常を超えた利用＝調理を伴う飲食、大型電気機器の利用など
- 事業実施に係る費用（応募、実施（警備及び人員整理を含む）、撤収（現状回復を含む）及び事業内容の報告に関する一切の経費）は、事業者が負担します。また、発生したゴミの処理は事業者が行ってください（県では負担できません）。

### (4) リスク分担

事業実施においては、事業者が責任を持って遂行してください。当該事業に伴い発生する以下のリスクは、原則として事業者が負うものとします。

- ① 事業内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、工事材料、施工方法、維持管理方法等の使用に伴い発生する権利侵害に関するもの。
- ② 事業実施における関係法令及び法令適合等に関するもの。
- ③ 事業者による事業に起因する有害物質の排出・漏洩等に関するもの。
- ④ 事業者による事業に起因する施設内・外への環境被害（騒音、振動、臭気、景観、交通渋滞等）に関するもの。
- ⑤ 事業者による事業に起因する第三者への損害に関するもの。
- ⑥ 施設利用者からの苦情等のトラブルに関するもの。
- ⑦ 地震、火災、風水害、その他の県及び芸文センター指定管理者（文化振興事業団）の責に帰すことができない事由によって事業者が被った損害に関するもの（これらの理由により、計画どおり事業が実施できなかつたり、実施日の変更が必要になった場合に発生する損害は、県及び文化振興事業団は負担しません）。

## 4 実績報告等

事業者は、事業終了後、利用実績をまとめた報告書を県に提出してください。事業実施中に来場者等へのアンケート調査を行うなどし、顧客ニーズ等の把握に努めることとします。

県が特に求めたい情報は、以下のとおり。

- ① 事業を実施するうえでの施設上の問題
- ② 利用中の集客者数、顧客ニーズ

- ③ 利用中の売上・収支状況に関する概要
- ④ 施設に求める設備、機能、条件等
- ⑤ 継続的な事業の実施にあたって必要となる条件や事業スキーム等

県へ提出した実績は、概要のみ公表する可能性があります（経営上のノウハウに関する情報は非公表）。

## 5 その他

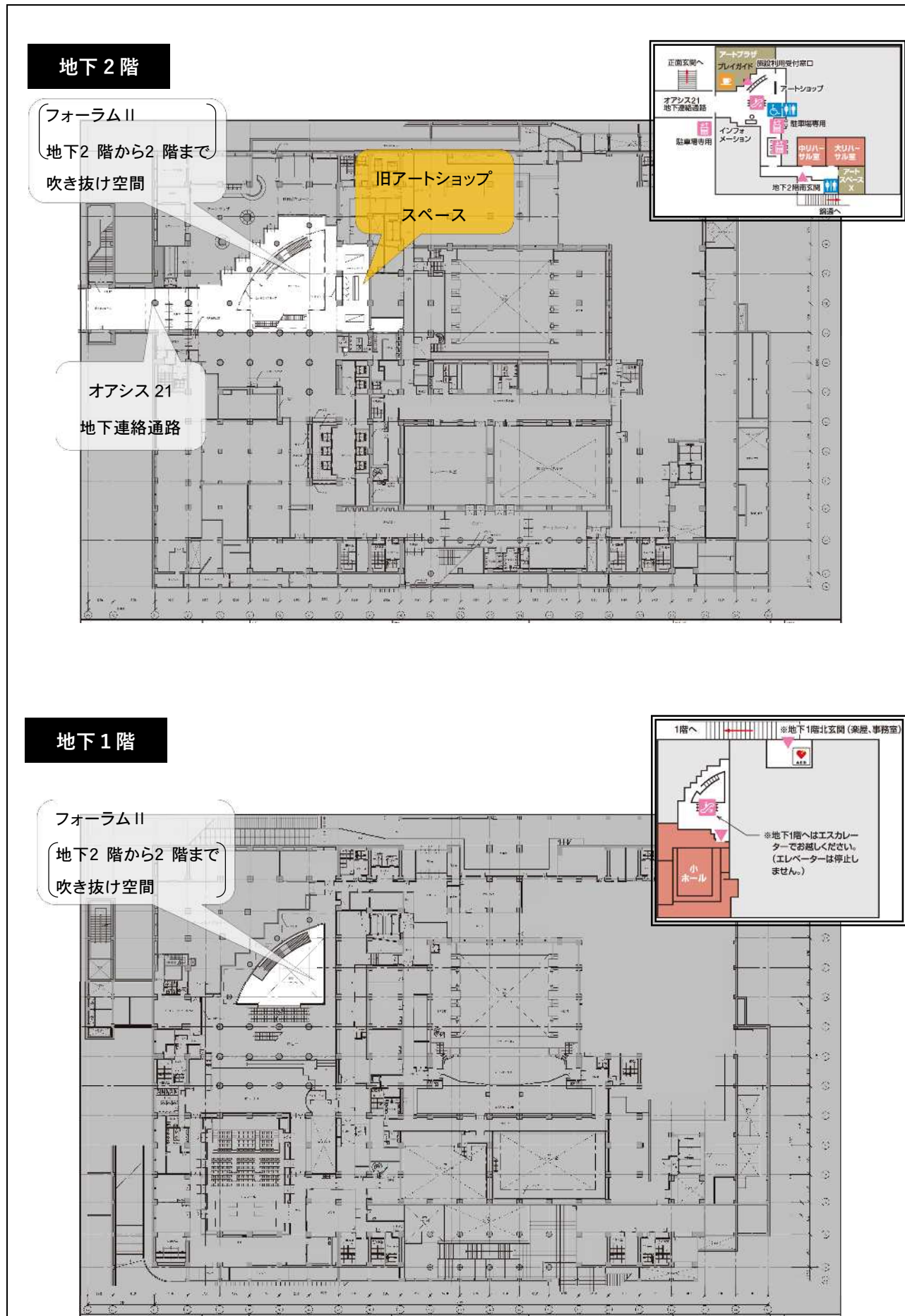
- 今後、本格実施するとなった場合における事業者公募において、当該事業への参加実績は、その選定プロセスに影響を与えるものではありません。ただし、事業を行うことで、経費積算をはじめ有用な検討材料を得ることができるため、今後の参画の可能性がある場合は、今回の事業への応募を検討してください。

## 施設概要

対象施設は、愛知芸術文化センターです。

		愛知芸術文化センター
外観		
施設名称	愛知芸術文化センター	
住所	愛知県名古屋市東区東桜 1-13-2	
建物諸元	鉄筋鉄骨コンクリート造 地上 12 階地下 5 階建(一部鉄骨造)	
築年	1992 年(平成 4 年)	
敷地面積	18,173.11 m <sup>2</sup>	
延床面積	109,062.07 m <sup>2</sup>	
都市計画	都市計画公園区域	
用途地域	商業地域	
その他の制限	準防火地域(一部防火地域) 名古屋市駐車場条例による整備区域に準ずる区域	
既存機能	美術館(博物館相当施設)、芸術劇場、図書室、貸会議室等	
設置根拠	愛知芸術文化センター条例 地方自治法第 244 条に基づく公の施設	
財産	建物	行政財産(所有者:愛知県)
区分	土地	名古屋市が所有
運営形態	指定管理(美術館は県直営)	
位置図		

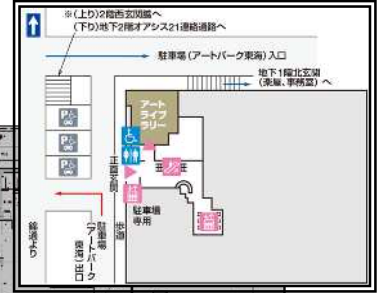
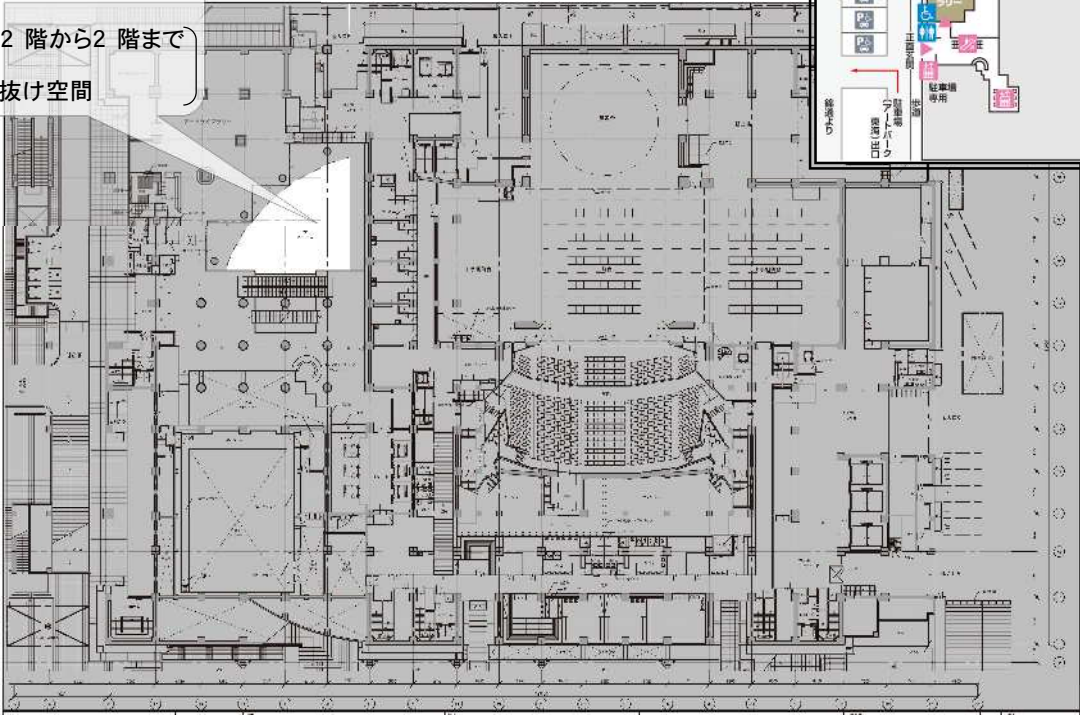
図面（※平面図中、グレーの箇所は、利用の対象外部分です。）



**1 階**

フォーラム II

(地下2 階から2 階まで)  
吹き抜け空間



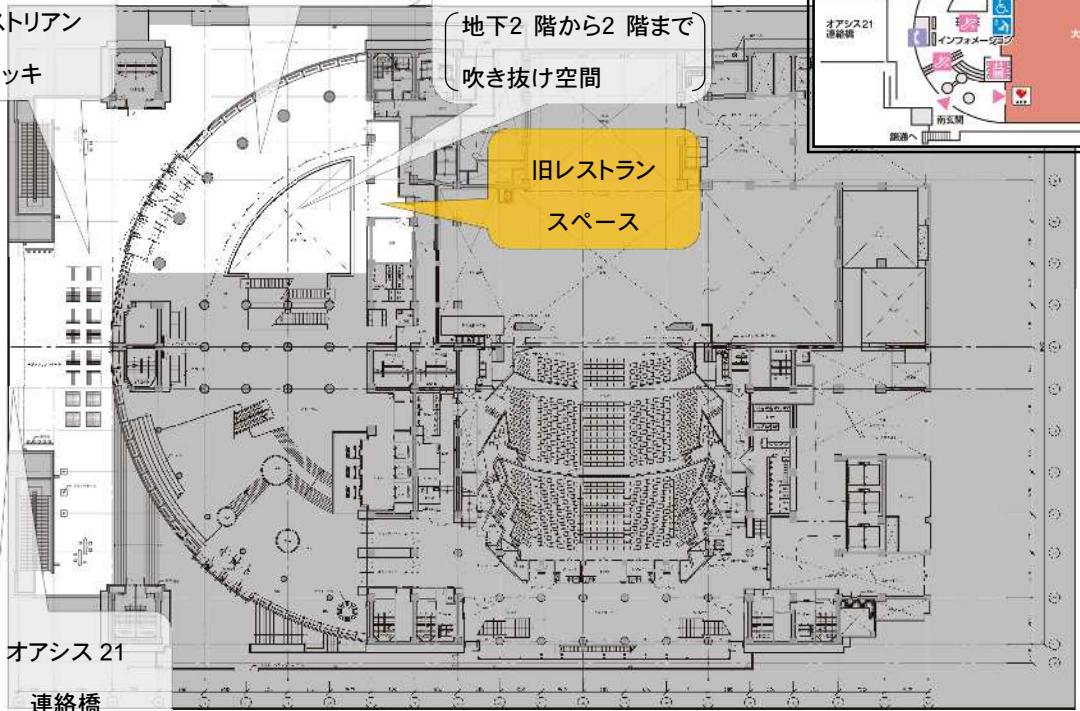
**2 階**

レストラン前  
スペース

フォーラム II  
(地下2 階から2 階まで)  
吹き抜け空間

旧レストラン  
スペース

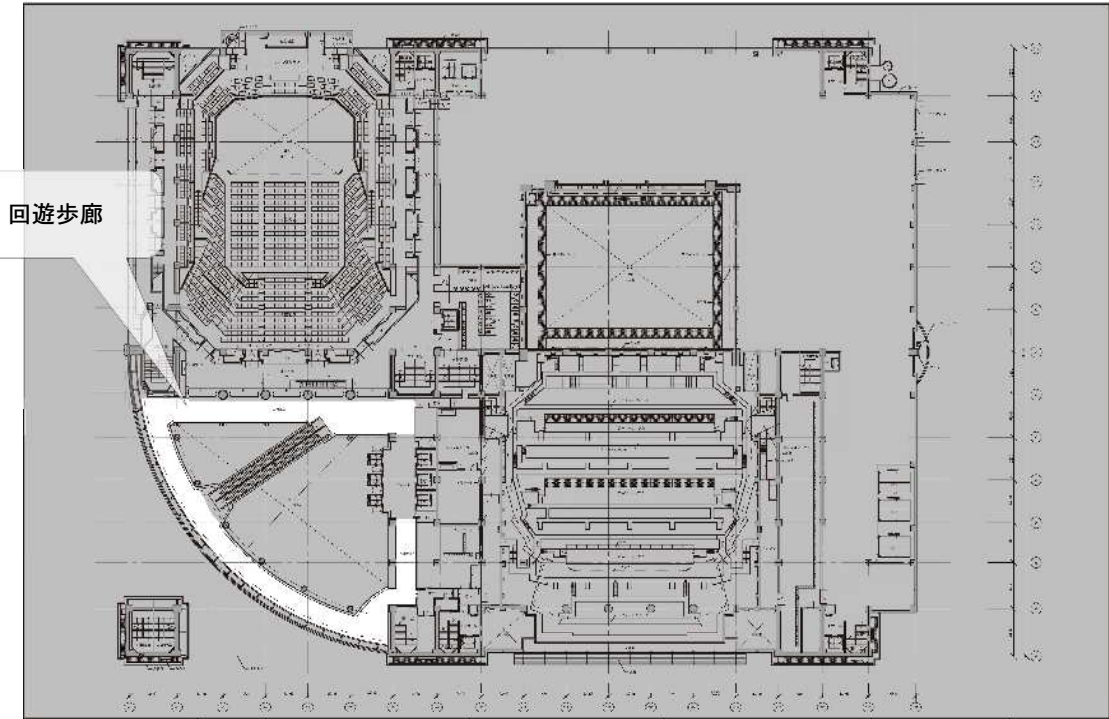
ペDESTリアン  
デッキ



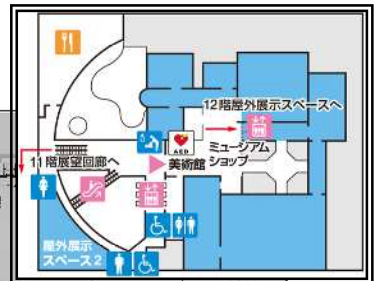
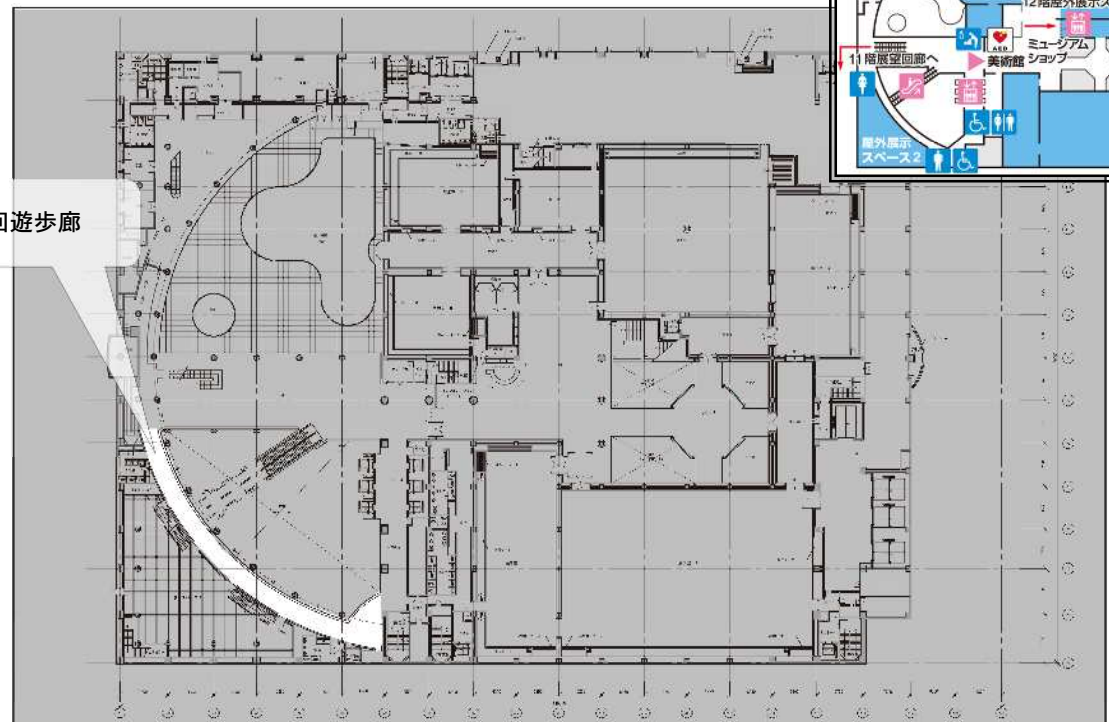
オアシス 21  
連絡橋



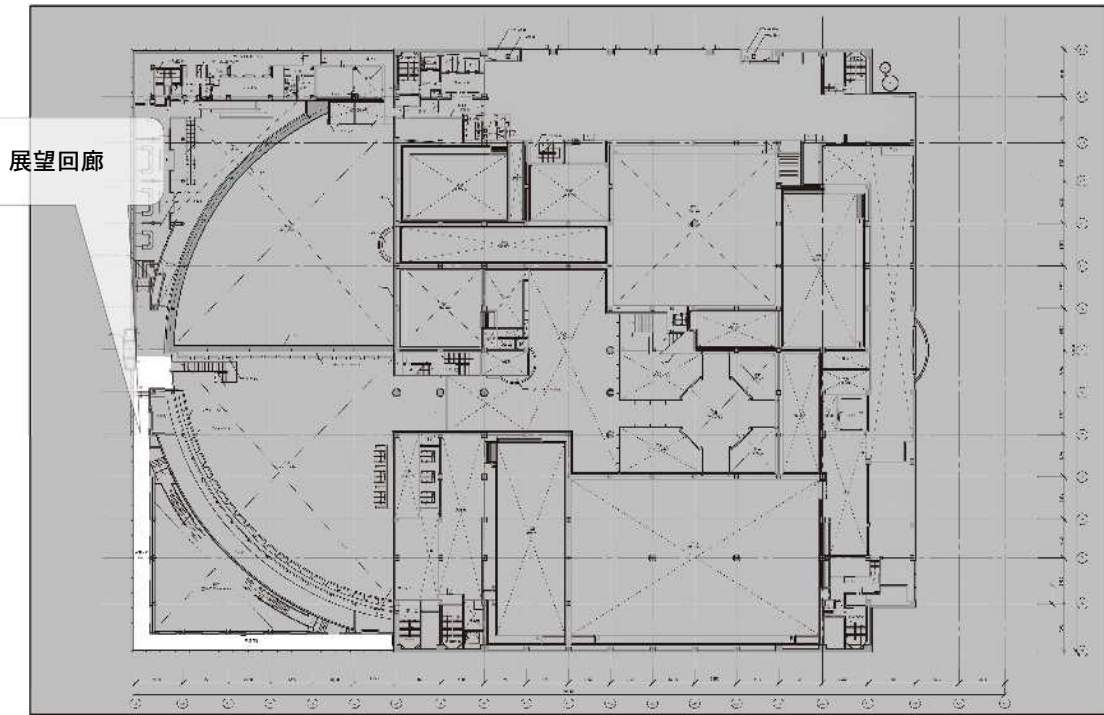
6階



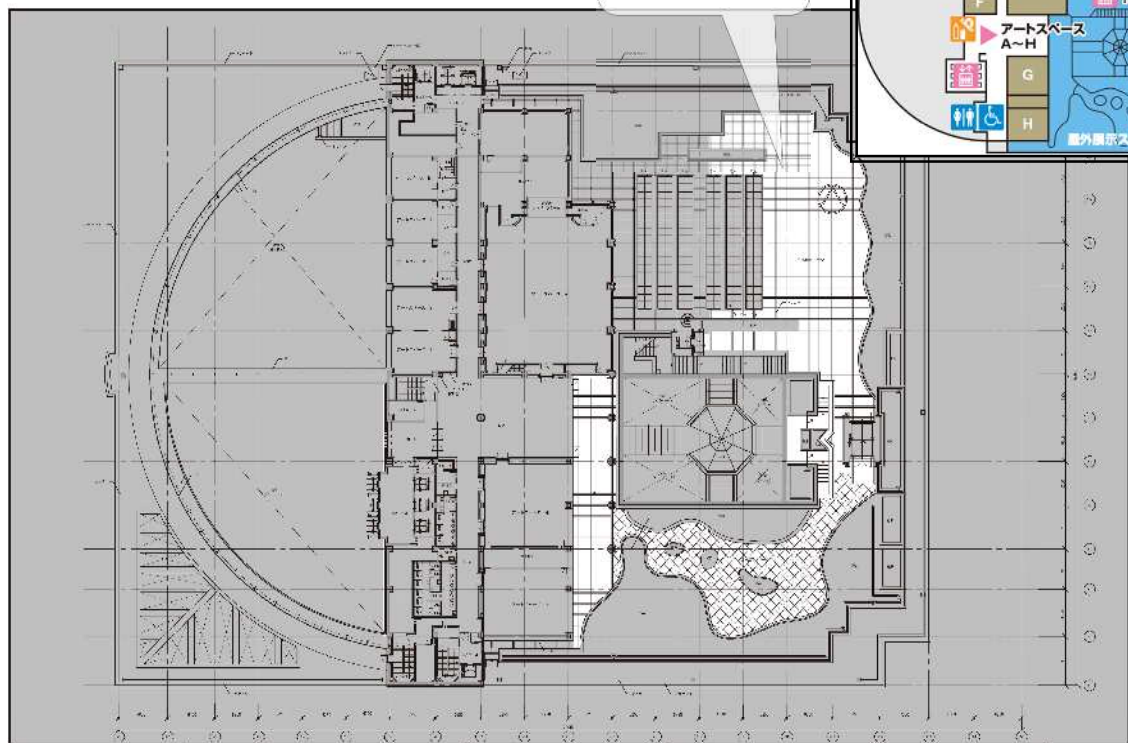
10階



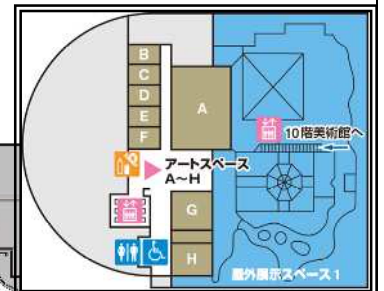
11階



12階



屋外展示  
スペース



# 芸術文化センター断面図

